

第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】

1 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にとっては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にとっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から当該工事の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県が発注した工事のうち、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合において、当該工種に係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(特定建設工事共同企業体受注の場合、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、談合等不正な行為とは解さない。
 - 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - (9) 建設業法に規定する許可業種のうち、入札公告において示す建設業の許可を受けて5年以上営業をしていること若しくは同等の実績があること。
 - (10) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
 - ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
 - (11) 監理技術者にとっては、入札公告において示す建設業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること【元請工事における下請金額合計が3千万円以上(建築一式工事にとっては4千5百万円以上)の場合のみ】。
 - (12) 配置予定技術者として複数人(最大3名を限度)の候補技術者を記載することができる。
 - また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。(取り下げの申請は書面により行うこと。)
 - 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、資格停止措置要領に基づく資格停止を行うことがあります。
 - (13) 入札公告の、事業所の所在地に関する条件に「岐阜県内の指定する地域」と示したときの「地域」とは、別表に掲げるところによる。

2 入札参加資格確認の申請に関する事項

- この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を持参し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
- ただし、入札参加資格は、入札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとしますが、付属書類を添付すること。
- また、郵送又は電送によるものは受け付けません。

3 入札手続等に関する事項

本工事の入札は、紙入札方式とします。

- (1) 入札書は持参してください、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
- (3) 開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上行います。
- (4) 基準価格を設けた場合で、入札者が基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をします。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行いません。
なお、基準価格を下回った価格をもって契約をした場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとします。
- (5) 制限価格を設けた場合で、入札者が制限価格を下回った場合は、当該入札を無効とします。
- (6) 適正な入札を執行するため収支等命令者が必要があると認めるときは、入札書等を抽選により選定することがあります。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽選の際に示します。
- (7) 入札後の入札参加資格の確認
開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、入札参加資格確認資料を提出すること。
- (8) 確認資料は次により作成してください。
同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の施工経験については、平成5年度以降に、工事が完成し引き渡しが進んでいるものに限り記載してください。
営業年数
建設業法に規定する許可業種のうち、入札公告において示す建設業の許可を受けて5年以上営業をしていること若しくは同等の実績があることの証明書類
その他
ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とします。
イ 提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
ウ 提出された申請書及び資料は、返却しません。
エ 申請期限日以降に、原則として、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。
オ 資料提出等に関する問い合わせは、担当課に照会してください。
- (9) 落札者の決定方法
ア 岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。（以下「規則」という。））第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を原則として落札者とします。
ただし、基準価格を設定した場合ですべての入札者が基準価格以上であった場合は、最低価格の者を落札者とします。
なお、前項で入札保留があった場合は後日落札者を決定します。
また、制限価格を設定した場合、最低制限価格以上のうちの最低価格の者を落札者とします。
イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。
なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
なお、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
エ 予定価格を事前に公表したものにあっては、再度入札を行いません。
オ 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできません。
カ その他入札執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによります。
- (10) 工事費内訳書の提出
入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。
工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにしてください。
工事費内訳書が以下の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第130条により無効とすることがあります。
ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
イ 記載すべき項目を満たしていないもの
ウ 一括値引きがあるもの
エ 端数処理されているもの

オ その他不備があるもの
工事費内訳書は返却しません。
工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。

入札時には、入札書とともに工事費内訳書を持参して提出してください。

(11) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（規則113条）又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

(12) 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

本公告に示した参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号の1に該当する入札は無効とします。

ア 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

イ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

ウ 入札保証金を納付しななければならない入札であって、その全部又は一部が納付されていないとき。

エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

オ 入札書に記名押印がないとき。

カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。

キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

ク その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

参加資格のあることを確認された者であっても、本公告及び個別公告において示した参加資格各項の資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者とします。

(13) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

次の各号の理由により入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。

ア 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことが出来ないとき。

イ 入札者が1人だけの場合のとき。

(14) 落札の無効に関する事項

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約（仮契約）を締結しないときは、その落札は無効とします。

(15) 苦情申し立て

一般競争入札の手續に不服がある者は、担当課に対して苦情申し立てを行うことができます。

(16) 契約の時期

岐阜県議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札後仮契約を行い県議会の議決後に本契約を締結します。

(17) 契約手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(18) 談合その他不正行為があった場合の違約金

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければなりません。

4 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。

なお、この場合は原則として改めて公告をし入札を行うものとします。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となります。

(4) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがあります。

(5) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場に配置してください。

(6) その他詳細不明な点については、担当課に照会してください。

別表 1 (圏域・建築事務所の所管区域)

地域名	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域
市郡名	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	関市 美濃市 美濃加茂市 可児市 郡上市 加茂郡 可児郡	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡

別表 2 (農林事務所の所管区域)

地域名	岐阜	西濃	揖斐	中濃	郡上	可茂	東濃	恵那	下呂	飛騨
市郡名	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡	揖斐郡	関市 美濃市	郡上市	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	多治見市 瑞浪市 土岐市	中津川市 恵那市	下呂市	高山市 飛騨市 大野郡

別表 3 (土木事務所の所管区域)

地域名	岐阜	大垣	揖斐	美濃	郡上	可茂	多治見	恵那	下呂	高山	古川
市郡名	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡	揖斐郡	関市 美濃市	郡上市	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	多治見市 瑞浪市 土岐市	中津川市 恵那市	下呂市	高山市 (国府 町、上 宝町及 び奥飛 騨温泉 郷の区 域を除 く。) 大野郡	高山市 のうち 国府 町、上 宝町及 び奥飛 騨温泉 郷の区 域 飛騨市